

別表（第5条関係）

政務調査費の使途基準

科目	費用
1 研究研修費 議員が研究会若しくは研修会を開催するために要する経費又は議員以外の者が開催する研究会若しくは研修会に議員が参加するために要する経費をいう。	(1) 会場借上げ料 (2) 講師謝金 (3) 出席者負担金 (4) 会費 (5) 交通費 (6) 宿泊費 (7) 前各号に掲げるもののほか、左欄の目的を達成するために必要な費用
2 調査旅費 議員が調査研究のために行う先進地調査又は現地調査に要する経費をいう。	(1) 交通費 (2) 宿泊費 (3) 前2号に掲げるもののほか、左欄の調査の実施のために必要な費用
3 資料作成費 議員が行う調査研究の活動のために必要な資料の作成に要する経費をいう。	(1) 印刷製本費 (2) 委託料 (3) 事務用品購入費 (4) 事務機器賃借料 (5) 前各号に掲げるもののほか、左欄の資料の作成のために必要な費用
4 資料購入費 議員が行う調査研究の活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費をいう。	(1) 図書購入費 (2) 資料等購入費 (3) 前2号に掲げるもののほか、左欄の図書、資料等の購入のために必要な費用
5 広報費 議員がその調査研究の活動若しくは市の政策について市民に報告し、又は周知するために要する経費をいう。	(1) 広報紙等印刷費 (2) 広報紙等送料 (3) 会場借上げ料 (4) 湯茶代 (5) 前各号に掲げるもののほか、左欄の目的を達成するために必要な費用
6 広聴費 議員が市政に関し市民からの要望又は意見を聴くための会議、会合等に要する経費をいう。	(1) 会場借上げ料 (2) 印刷費 (3) 湯茶代 (4) 前3号に掲げるもののほか、左欄

	の会議、会合等の実施のために必要な費用
7 人件費 議員が行う調査研究の活動を補助する者を雇用するために要する経費をいう。	(1) 給料 (2) 賃金 (3) 労働保険等保険料 (4) 前3号に掲げるもののほか、左欄の目的を達成するために必要な費用
8 事務所費 議員が行う調査研究の活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費をいう。	(1) 賃借料 (2) 維持管理費 (3) 備品購入費 (4) 事務用品購入費 (5) 事務機器賃借料 (6) 前各号に掲げるもののほか、左欄の事務所の設置及び管理のために必要な費用
9 その他の経費 前各科目に掲げる経費以外の経費であって、議員が行う調査研究の活動に要するものをいう。	左欄の活動に要する費用

三豊市議会政務調査費の取扱について（案）

H18.8.21

政務調査費の性質

政務調査費は、市政の調査研究活動の諸々の経費に充てるため、各議員に対して支給されるものであって、その使途については、一般の市補助金と同様、交付目的以外に使用することはできない。

政務調査費の留意事項（申し合わせ事項）

1、使途基準

政務調査費は、三豊市議会政務調査費の交付に関する条例第5条及び同条例施行規則第5条に定める別表によるもののほか、当分の間、次のとおり運用するものとする。

①研究研修費

旅費の支出は、三豊市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の定めるところによる。ただし、宿泊料等については、次のとおりとする。

・宿泊料 実費（上限 一夜につき、県外については、旅費条例の12,000円、県内にあっては、8,000円）

・ガソリン代

行先時に満タンにし、調査終了後満タンにして、領収書を添付。（この取扱前に要したもので領収書がない場合は、距離数により計算。（1km当り37円））

②調査旅費

旅費の支出は、研究研修費の例による。

③広報費

記載内容は、市政に関する調査研究結果、市の施策の広報などの報告を中心とする。

印刷物には、発行者名を明確に記載する。

④事務所費

電話料金、光熱水費の支出は、妥当であれば認める。（領収書は必

要)

2、支出できないもの

政務調査費は、次のような経費に支出できない。

① 交際費的な経費

餞別、慶弔、寸志、見舞い、賛助金、年賀状、(購入及び印刷費)
パーティー券、飲食に要する経費など。

② 政党本来の活動に属する経費

党費、党大会ほか党務に関する会議等の参加経費(旅費を含む)

③ 政治団体発行の機関紙印刷代

④ 選挙及び後援会活動に関する経費

⑤ 議会本会議、委員会出席に要するガソリン代等費用弁償

⑥ 酒宴と誤解をうける会議

⑦ 事務所設置については、自宅等会計処理が不明瞭な経費及び選挙事務所にかかる経費

⑧ 私的経費

3、その他

① 会派として調査研究の活動に要した支出は、按分しその他の経費の費用に充てる。

② 各調査研究終了後には、速やかに調査結果の概要、経費内訳などを作成し、証拠書類(領収書等)とともに保管しておくこと。(収支報告書提出の際に必要)

③ 書籍購入などについては、領収書に必ず題名を記載する。

④ 広報費については、収支報告書提出時に、当該印刷物を添付する。

⑤ 備品購入については、3万円未満とする。

以上の取扱いについて、政務調査費は、個人支給であるが、その用途については、共通認識を持つことが必要なため、会長会において審議することとする。

また、今後、疑義が生じた場合も同様とする。

政務調査費交付額等調査票

18.6.23現在

市名	丸亀市	高松市	坂出市	善通寺市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市	三豊市
交付対象	議員に対して交付	議員に対して交付	会派に対して交付 (一人会派も有)	会派に対して交付 (一人会派も有)	検討中	議員に対して交付	議員に対して交付	議員に対して交付
交付額	年間12万円	年額120万円	年額10万円	年間36万円		年間60万円	年間20万円	年間36万円
	月額1万円	月額10万円	月額8,333円	月額3万円		月額5万円	月額16,666円	月額3万円
交付の方法	4月に半額 10月に半額	4月に半額 10月に半額	一括交付	4月に全額		毎月21日に交付	4月に半額 10月に半額	4月に半額 10月に半額
研修旅費	会派・個人旅費25万円	議員行政視察旅費10万円・常任委員会視察旅費10万円	常任委員会旅費12万円・個人旅費15万円	常任委員会旅費14万円・特別委員会旅費10万円	常任委員会研修旅費10万円・特別委員会研修旅費8万円・個人視察等旅費9万円		常任委員会研修旅費8万円	常任委員会研修旅費9万円
報告方法	収支報告書(議員)	収支報告書(議員)	収支報告書(会派の代表)	収支報告書(会派の代表)		収支報告書(議員)	収支報告書(議員)	収支報告書(議員)
参考費用弁償(予算総額)	3,570,000	15,716,000	3,039,000	1,611,000		3,554,000		
費用弁償の支給基準	一日3,000円	一日 4キロ未満6,000円 4キロ以上6,500円	一日 4キロ未満2,500円 4キロ以上3,000円	一日3,000円	無	一日 5キロ未満3,000円 5キロ以上4,000円	無	無
議員数	34人	51人	24人	18人	24人	25人	24人	30人
政務調査費等一人当たりの予算額	475,000	1,708,166	496,625	689,500	270,000	742,160	280,000	450,000
内訳	政務調査費	120,000	1,200,000	100,000	360,000	600,000	200,000	360,000
	研修旅費	250,000	200,000	270,000	240,000	270,000	80,000	90,000
	費用弁償	105,000	308,166	126,625	89,500	142,160		